

国土利用計画 松川村計画

平成23年3月

長野県松川村

前 文

この計画は、国土利用計画法（昭和 49 年法律 92 号）第 8 条の規定に基づき、同法第 2 条*の国土利用の基本理念に則って、松川村の区域における国土（以下「村土」という。）の利用に関する基本的事項を定める計画（以下「松川村計画」という。）です。

計画策定に当たっては、松川村むらづくり審議会において検討を重ね、同法第 5 条及び第 7 条の規定に基づきそれぞれ定められた全国計画（平成 20 年 7 月策定）及び長野県計画（平成 21 年 3 月策定）を基本とするとともに、地方自治法第 2 条第 4 項の規定により定められた松川村総合計画（平成 22 年 3 月策定）の基本構想（以下「基本構想」という。）に即して策定するものとします。

なお、この計画は、全国計画、長野県計画及び基本構想の改定並びに村土利用をめぐる社会情勢の大きな変化があった場合は、必要に応じて見直しを行うものとします。

※国土利用計画法

第 2 条 国土の利用は、国土が現在及び将来における国民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念として行うものとする。

目 次

第 1. 村土利用に関する基本構想

1. 村土利用の基本構想	1
2. 村土を取り巻く諸条件	2
3. 村土利用の現況・課題	4
4. 村土利用の現状と課題を踏まえた基本方針	5
5. 利用区分別の基本方向	7

第 2. 利用区分ごとの規模の目標及び地域別の概要

1. 利用区分ごとの規模の目標	10
2. 地域別の土地利用の概要	13

第 3. 第 2 に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

1. 公共の福祉の優先	16
2. 国土利用計画法等の適切な運用	16
3. 地域整備施策の推進	16
4. 村土利用に係る保全及び安全性の確保	17
5. 村土利用の転換の適正化	18
6. 土地利用の有効利用及び多面的利用の促進	18

第1. 村土利用に関する基本構想

1. 村土利用の基本構想

村土は、現在及び将来における限られた資源であるとともに、生活及び生産に係る諸活動の基盤であり、その利用のあり方は、自然環境の保全、生活環境の向上、各種産業の振興など地域の発展に深く関わっています。

地球規模での環境問題の顕在化、産業のグローバル化[※]、人口減少や少子高齢化の進展、価値観やニーズの多様化、地方分権改革の流れなど、近年、社会経済の情勢や社会構造が変化するなかにあつて、総合的かつ計画的な村土利用を行っていく必要があります。

そうしたなかで、当村は、村土利用の施策として、松川村計画と一体的に平成13年10月から松川村むらづくり条例及びそれに基づく松川村土地利用調整基本計画からなる村独自の制度を運用し、村土利用の適正化・合理化を進めてきました。

今後も、こうした制度の活用と継続的な改善を図りながら、総合計画の基本理念に掲げる「緑豊かな自然と暮らし、心やすらぎ魅力あふれる村」の実現に向けて、村民、土地の所有者及び管理者、事業者の理解と協力のもとに、公共の福祉を優先し、自然的、社会的、経済的、歴史的、文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と村土の均衡ある発展を目指していくこととします。

[※]産業のグローバル化
海外への投資や貿易を通じて、生産活動やサービスが世界規模で展開していくこと。

2. 村土を取り巻く諸条件

村土利用を計画するに当たって配慮すべき村土を取り巻く諸条件の概要を以下に整理します。

(1) 自然的条件

①位置と範囲

当村は、長野県の北西部、北安曇郡の南端の北緯 36° 25′ 15″、東経 137° 51′ 28″ に位置します。総面積は 47.08 km²で、東西 10.8km、南北に 7.3km の広さがあり、北は大町市、南は安曇野市、東は池田町に隣接しています。

②地形と地勢

西部に標高 2,268m の有明山をはじめとする雄大な北アルプス連峰がそびえ、このアルプスに端を発する高瀬川、乳川、芦間川、穂高川などの一級河川が村内を流れています。人々の生活の場は、標高 565m から 650m 付近にあり、概ね県道有明大町線を境にして、西側が扇状地からなる傾斜地、東側が沖積平地となっています。

③気候

内陸性の気候に属し、年較差、日較差が大きく、降水量は多くありません。夏場は比較的清涼でしのぎやすい一方で、冬場は雪が少ないものの厳しい寒さとなります。

(2) 社会的・経済的条件

①人口構成

総人口は、大正 9 年に実施された第 1 回国勢調査以降、一貫して増加しており、平成 17 年の調査で初めて 1 万人を超えました。現在も微増傾向にありますが、年齢別をみると、15 歳未満は横ばい傾向にある一方、65 歳以上は増加傾向にあり、少子・高齢化が進行しています。65 歳以上の割合は 24.1%で、県平均の 23.8%、全国平均の 20.1%を上回っています。

また、平成 17 年において総人口の 52.6%を占める就業者の産業別割合をみると、経済のサービス化が進むなかで漸増してきた第 3 次産業が 51.5%を占め、第 2 次産業は 34.6%で漸減を続けています。他方、昭和 50 年以降、漸減を続けてきた第 1 次産業は、若干増加して 13.9%となっています。

②主な産業

<農業>

農業は当村の基盤産業であり、豊かな水資源と肥沃な土地を活かして、水稲を中心に発展してきましたが、近年、農業従事者の高齢化や後継者の不足により、農家数が減少し、平成 18 年の農業産出額も約 17 億 4 千万円となり、

その額が漸減してきています。そのため、農業の生産性の向上や農作業の省力化などが求められています。

<商業>

近年、景気の後退や近隣の自治体への大型店舗の進出などにより、当村の中小の店舗は厳しい経営状況にあります。平成 19 年の商品販売額は約 76 億円で、ここ数年でその額が若干上向いてきたものの、事業主の高齢化や後継者の不足により、廃業する店舗も見受けられます。そのため、集客力のある商店街の再生など商業の活性化が求められています。

<工業>

当村の事業者は、経営規模の零細な中小企業が主で、近年の長引く不況により、経営環境は極めて厳しい状況にあります。平成 20 年の製造品出荷額は約 64 億円で、前年より若干上向いたものの、平成 19 年まではその額が大きく減少してきました。そのため、雇用確保につながる優良企業の誘致など工業の活性化が求められています。

③財政

当村の財政状況は、近隣市町村と比較して健全化が図られていると言えますが、自主財源に乏しく、国からの地方交付税に依存する形となっています。

そうしたなかで、積極的な財源確保と効率的で計画的な財政運営により、充実した行政サービスを継続的に提供していくことが求められています。

(3) 歴史的・文化的条件

当村は、1874 年（明治 7 年）に、松川、板取、神戸新田、鼠穴、細野の 5 ヶ村が合併して筑摩県松川村となり、その後、1889 年（明治 22 年）の町村制施行により現在の松川村が誕生しました。

以降、今日まで単独の村として歩み続けた約 120 年の歴史と、それよりはるかに長く、旧石器時代末期にまで遡る 1 万年以上の居住の歴史のなかで、様々な伝統文化が育まれ、継承され、今日に至っています。

3. 村土利用の現況・課題

近年の社会経済情勢や社会構造の変化にみる時代の潮流や、前項に整理した村土を取り巻く諸条件の変化を踏まえて、村土利用の現況と課題を以下に整理します。

(1) 村土利用の現況

当村の総面積は4,708haで、平成21年における主な利用区分の面積は、農用地が約1,165ha(約25%)、森林・河川が約3,020ha(約64%)、道路・宅地が約474ha(約10%)となっています。

県道有明大町線を境に西側は、森林地帯が多く、東側は国道147号線付近までの間が、主に水田の広がる農用地で、国道147号線沿道及びそれより東側では、住宅地をはじめとする宅地の集積が顕著です。

平成21年の都市計画基礎調査で近年の農地転用状況をみると、平成16年から平成20年の5年間で約13.3ha(191件)の転用があり、用途別では、住宅用地が9.6ha(126件)、工業用地が0.6ha(3件)、その他3.1ha(62件)となっています。5年間の農地面積に対する転用率は約1.1%となっています。

また、過去9年間の建築確認申請から用途ごとの立地場所をみると、住宅は、村役場周辺、国道147号線沿道及びそれより東側の区域に、商業施設は、東西を結ぶ県道上生坂信濃松川停車場線沿いにそれぞれ集中している傾向が見られます。

(2) 村土利用の課題

近年の土地利用の変化及び現況をみると、平成13年に施行された松川村むらづくり条例に基づいて運用されている松川村土地利用調整基本計画のゾーニングに沿って、計画的に土地利用の誘導が図られてきた結果、優良な農地や自然環境の保全、用途の混在の回避等がなされて、土地利用の適正化が進み、これら制度による一定の効果が現れてきています。

そうしたなかで、開発圧力が一時期より低下していますが、農用地における宅地開発の需要も存在しています。農業経営の悪化により、やむを得ず農用地を手放す農家も少なくないことから、農用地の多面的な機能・役割の保持や既存の社会資本の有効活用などを踏まえるなかで、土地利用の量的調整は不可欠です。また、自然災害への対応や良好な自然環境の保全、美しい景観の保全・育成を図るために、土地利用の質的向上も進めていく必要があります。

さらに、今後の土地利用を巡っては、様々な関係の深まりとともに、課題も複合化し、多様な主体が関わってくることから、土地利用の考え方の共有化や開発プロセスの明示性の向上、広域的な観点からの調整など土地利用の総合的な管理も求められます。そして、これらの課題に対しては、行政のみで対処できない面も生じてくることから、住民や企業をはじめとする多様な主体の参画も必要になります。

4. 村土地利用の現状と課題を踏まえた基本方針

前項に整理した村土地利用の現状・課題を踏まえて、村土地利用の基本方針を以下のとおり定めます。

(1) 土地需要の量的調整

土地需要の量的調整に関しては、土地が限られた資源であり、多面的かつ公益的な機能や役割をもつことを念頭に、計画的かつ有効な村土地利用を図ることを基本とします。

村土地利用の大部分を占める農用地や森林については、農業振興地域整備計画や地域森林計画との調整を行いながら、土地利用全体としては、松川村土地利用調整基本計画に沿って土地利用の合理化・効率化を進め、土地需要への対応を図ります。そうしたなかで、農地から宅地などへの土地利用の転換については、復元の困難性を考慮し、慎重に行うものとします。

また、住宅地等の都市的土地利用については、空き家、空き店舗等の未利用地の有効利用を図ります。

(2) 土地利用の質的向上

土地利用の質的向上に関しては、生活における安全・安心の確保、循環のしくみの重視と生態系の保全、緑豊かで心地よい環境・景観の享受できる村土地利用を図ることを基本とします。

安全・安心の確保については、特に土砂災害を生じる可能性のある森林、水害を生じる可能性のある河川などを中心に、防災機能を有する農用地も含めて、適正な維持・管理に努め、保全機能を強化していきます。

循環のしくみの重視と生態系の保全については、暮らしの向上や産業の振興を自然環境のプロセスのなかに調和させていくことを念頭に、地球温暖化や生態系ネットワークなど環境に対する負荷に配慮して、持続可能な土地利用を促していきます。

緑豊かで心地よい環境・景観の享受については、農地や屋敷林など美しい景観が、人々の暮らしと自然の営みとの調和のなかに育まれてきたことを踏まえて、それらの良好な関係性が保たれるよう配慮した土地利用を図り、観光資源としての有効活用も進めていきます。

(3) 村土地利用の総合的なマネジメント

村土地利用の総合的なマネジメントに関しては、松川村むらづくり条例に基づく手続きなどを通じて、開発など土地利用転換のプロセスの明示性を高め、周辺住民をはじめとする関係者への事前の情報提供が図られるなかで、地域の実情に即した、弾力的かつ適切な調整を行っていきます。

(4) 新たな公共の担い手との連携・協働の促進

住民、行政区、企業など多様な主体を「新たな公共[※]」として捉え、それぞれがもつ知恵や技術を活かし、行政と連携・協働して、村土利用に直接的又は間接的に関わっていくことが期待されます。

また、少子高齢化に伴う後継者の不足より、管理水準の低下が懸念される農用地や森林などにおいては、新たな公共となる各主体と行政とが、共通の目的意識と責任を分かち合いながら、村土を適正に管理する協働の取り組みを推進していきます。

※新たな公共

従来、行政が担ってきた公的な財やサービスの提供に関わっていく市民、NPO、企業等

5. 利用区分別の基本方針

前述した村土利用の基本方針を踏まえて、利用区分別の基本方針を以下に示します。

(1) 農用地

農用地は、村土の約 25%を占めており、食料の供給基盤として重要な場であるとともに、自然環境の保全、災害の防止、良好な景観や生活環境の確保など多面的な機能や役割を併せもっています。

したがって、農業振興地域の農用地区域内をはじめとする優良な農用地の保全を図り、農用地の集積を阻害するような開発は抑制していきます。

そのため、農用地区域内の農用地の都市的土地利用への転用は行わず、市街地内の農用地区域外で行うことを基本とします。やむを得ない事由によって、農振農用地（青地）の除外を行う場合は、松川村土地利用調整基本計画に定める基本方針に沿って、それと同じ面積以上の農用地区域外農用地（白地）を青地に編入し、農用地面積を確保することとします。

(2) 森林・原野

森林は、村土の約 56%を占めており、木材生産のみならず、水源のかん養、自然環境の保全、防災及びレクリエーションの場として、公益的かつ多面的機能を併せもっています。また近年は、自然環境に親しむことで心の安らぎを得ようとするニーズも高まっていることから、森林の空間としての役割も増してきています。

そのため、森林の保健・保養機能を高めるレクリエーション施設の整備や、除伐や下草刈り等により、良好な森林空間を維持しながら、森林を保全していきます。また、関係機関に対して、山地災害危険地区等における治山事業の実施を働きかけ、土砂災害からの予防保全に努めます。

原野については、現在、これに該当する土地はありません。

(3) 水面・河川・水路

河川や水路は、村土の約 8%とわずかですが、人々の生活と産業活動に不可欠な資源です。また、河川や水路の流れは、良好な自然環境や景観を保つうえでも重要な役割を果たしています。

そのため、河川・水路に排水する際は、水質等を悪化させないように十分に配慮するとともに、水辺環境の美化に努めます。また、水利用においては、適正な利用を促し、特に農業用水路の適切な維持管理を行うことにより、営農環境の保全に努めます。

水面については、現在、これに該当する土地はありません。

(4) 道路

一般道路については、良好な自然環境や住環境に十分配慮するなかで、土地利用に対応して、生活利便の向上や物流の円滑化等に必要な整備・改良を進めていきます。整備・改良に当たっては、当該道路の機能や役割を明確にしたうえで、歩行者や自転車の安全と円滑な交通の流れの確保を図っていきます。

農道・林道については、農林業の効率的な経営と農用地及び森林の適正な維持管理を行うために、必要な整備・改良を図っていきます。

(5) 宅地

①住宅地

住宅地は、人口及び世帯数の変化、居住環境のニーズ、都市施設基盤の整備状況などを踏まえて、適正な場所への立地誘導を行い、安全で快適な生活環境の形成に努めます。立地に関しては、農用地における虫食いの宅地開発を防ぐために、農業振興地域以外への誘導を促す中で、住宅地が形成されつつある都市地域を中心に住宅地の集約を図り、また、営農環境や景観を保全する区域において宅地開発を行う場合には、既存の集落及び公道に接している場所への立地誘導を図ります。

②工業用地

工業用地は、産業の振興と雇用確保のために、上緑町工業団地への立地誘導を図ることを基本とします。

誘致する新たな工場や事業所は、低公害で環境に配慮した優良企業を念頭に、立地の際は、用地外縁部に緑の緩衝帯を設けるなど周辺環境や景観との調和を促していきます。

③その他の宅地

商業施設は、高齢者など交通弱者[※]の増加に配慮し、まとまった住宅地に近接する場所に、適正な規模で立地誘導を図ります。基本的には、郊外の農用地への大規模な店舗の立地は抑制し、国道 147 号と県道上生坂信濃松川停車場線の沿道を中心に商業施設を誘導します。その整備にあたっては、良好な街並み形成や沿道からの眺望景観などにも十分配慮し、適切な意匠や緑化を促していきます。

その一方で、多様な消費者ニーズへの対応や地域の個性を活かした商業施設による地域の魅力形成と活性化の必要性も踏まえ、観光産業との連携した商業地形成も図ります。

公共用建物や官公署については、一定の集約が図られている現在の立地を踏まえて、適切な場所への立地誘導を図ります。

[※]交通弱者
自動車中心の社会において、移動を制約されている人

(6) 上記利用区分以外の土地

その他の用地のうち、文教施設、公園緑地などの公共公益施設は、村民の福祉や生活環境の向上、観光地としての魅力形成などにおいて不可欠なものであり、周辺環境との調和に配慮したうえで、必要な用地の確保を図ります。

また、その他の低未利用地については、必要な住宅地や道路の用地として、有効活用を図ります。

第2. 村土の利用区分ごとの規模の目標及び地域別の概要

1) 利用区分ごとの規模の目標

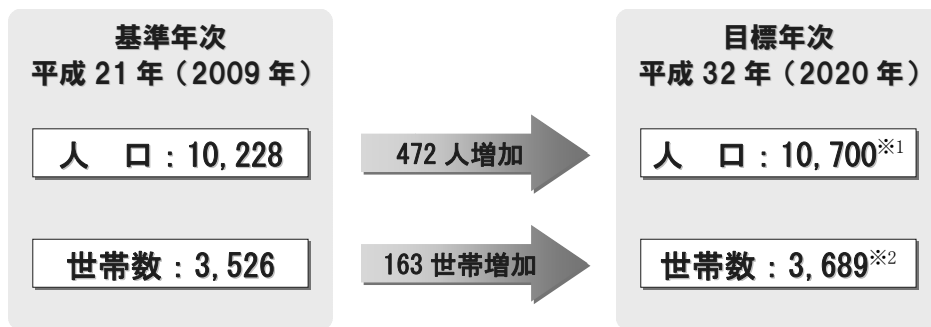
(1) 目標年次

計画の目標年次は、平成32年（第6次総合計画の基本構想における目標年次）とし、調査基準年次を平成21年とします。



(2) 目標年次における人口及び世帯数

利用区分ごとの規模目標の設定に際し、基礎的な前提条件となる目標年次における人口及び世帯数は、下表のとおりとします。



※1 第6次松川村総合計画の基本構想で目標定住人口として設定された値

※2 目標年次の人口10,700人を2.9人（≒平成21年の1世帯当たり人員=10,288÷3,526）で除した値

(3) 規模目標の設定方法

利用区分ごとの規模目標は、利用区分別の村土利用の現況や過去の推移に関する各種調査等に基づき、必要となるおおよその面積を村独自の予測で算定し、土地利用の実態との調整を図り、設定するものとします。

(4) 利用区分ごとの規模目標

目標年次における利用区分ごとの規模目標は、11ページに示すとおりです。ただし、各目標値は、計画策定時点における予測とし、今後の社会情勢の変化や国・県・村の各種計画・構想の見直しや新規の策定など不確実な要素を考慮するなかで、流動的な数値として捉えるべきものとします。

表 目標年次における利用区分ごとの規模目標

利用区分	平成21年 (基準)		平成32年 (目標)		増減 (ha)
	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	
農用地	1,165	24.7	1,158	24.6	△ 7
農地	1,165	24.7	1,158	24.6	△ 7
採草放牧地	0	0.0	0	0.0	0
森林	2,633	55.9	2,633	55.9	0
原野	0	0.0	0	0.0	0
水面・河川・水路	387	8.2	387	8.2	0
道路	206	4.4	207	4.4	1
宅地	268	5.7	274	5.8	6
住宅地	193	4.1	199	4.2	6
工業用地	10	0.2	10	0.2	0
その他の宅地	65	1.4	65	1.4	0
その他	49	1.0	49	1.0	0
合計	4,708	100.0	4,708	100.0	0

(5) 利用区分ごとの規模の目標の概要

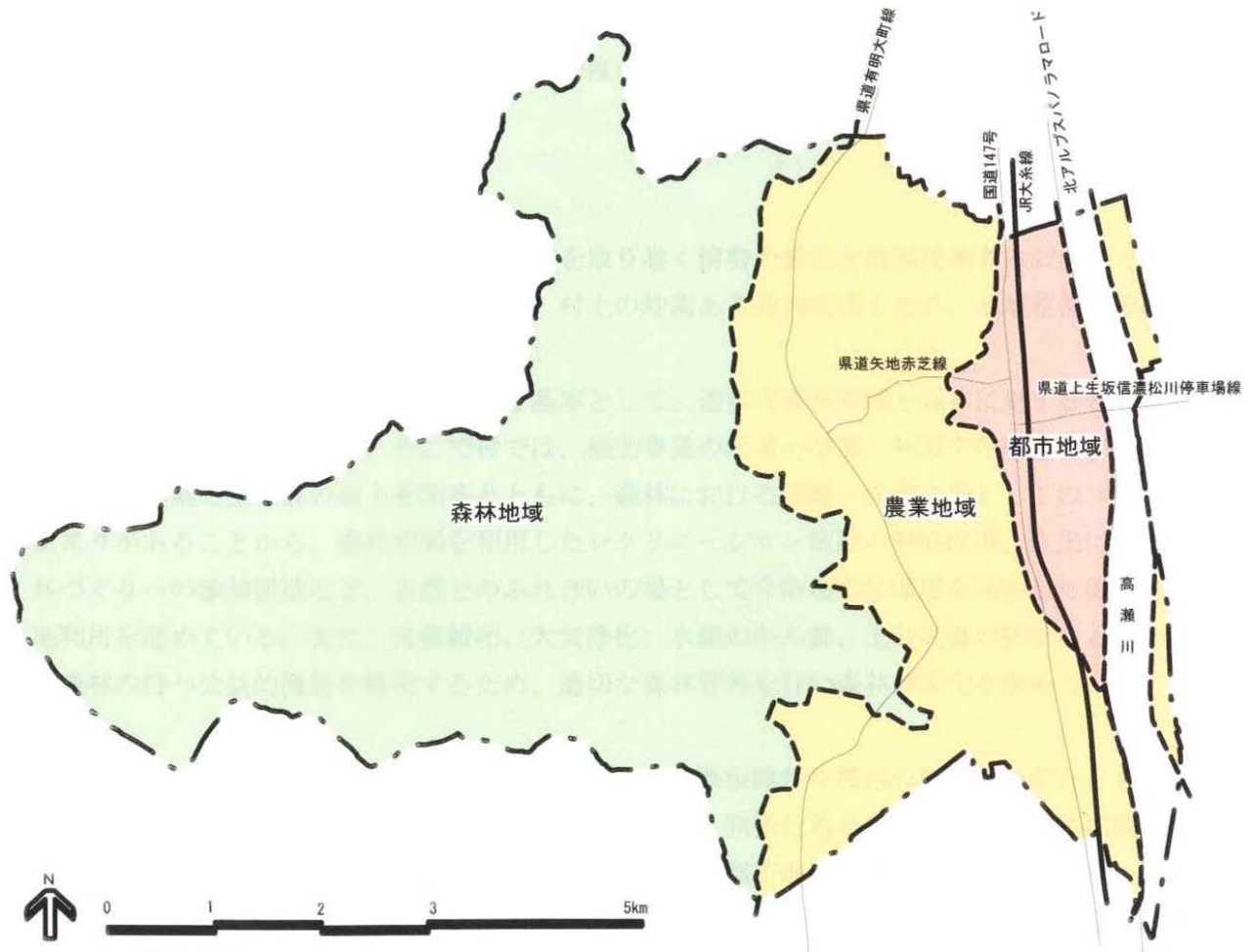
利用区分ごとの規模の目標の概要は、以下のとおりです。

利用区分	規模の目標の概要
農用地	農用地は、農地の減少を見込み、1,158ha 程度とします。その内訳は次のようになります。
農地	農地は、道路、住宅地及びその他への利用転換により、7ha 程度の減少を見込み、1,158ha 程度とします。
採草放牧地	採草放牧地は、現状で存在しないため、今後も発生しないものとします。
森林	森林は、現状と変わらない2,633ha 程度とします。
水面・河川・水路	水面・河川・水路は、現状と変わらない387ha 程度とします。
道路	道路は、住宅地の増加に伴い必要となる周辺道路の整備等により、1ha 程度の増加を見込み、207ha 程度とします。
宅地	宅地は、住宅地の増加を見込み、274ha 程度とします。その内訳は次のようになります。
住宅地	住宅地は、目標定住人口の達成に相当する世帯の増加に対応した住宅開発により、6ha 程度の増加を見込み、199ha 程度とします。
工業用地	新規の工場や事業所は、既に造成済みの工業団地内に誘導していくこととし、工業用地は、現状と変わらない10ha 程度とします。
その他の宅地	その他の宅地は、現状と変わらない65ha 程度とします。
その他	その他は、公園整備等による1ha 程度の増加、道路や住宅地への利用転換による1ha 程度の減少をそれぞれ見込み、結果として現状と変わらない49ha 程度とします。

2) 地域別の土地利用の概要

(1) 地域区分

自然的・社会的条件を考慮して、村全体を下図のとおり3つの地域に区分します。



地域区分図

(2) 土地利用の概要

前項の地域区分に沿って、各地域の特性を踏まえた今後の土地利用の概要を示します。

① 森林地域

森林地域は、村西部の山間部及び山麓部の扇状地一帯の森林を主体とした地域です。南側には有明山に端を発する芦間川が山間を西から東に向かって流れています。

標高の低い方から順にアカマツ群落、スギ・ヒノキ等の植林地、クロベ-ヒメコマツ群落などが分布し、標高差に応じた多様な植生を呈しています。また、地域のほぼ全域がニホンザルやツキノワグマ、ニホンカモシカなど森林性の動物の生息地となっているほか、芦間川上流ではクロサンショウウオ、ハコネサンショウウオ、ムカシトンボ、イワナ、ヤマメなどが確認されてお

り、多様な生物の生息地となっています。

地域内には土砂災害警戒区域のうち土石流の警戒区域が 10 箇所、急傾斜地の崩壊の警戒区域が 6 箇所、土砂災害特別警戒区域のうち土石流の特別警戒区域が 8 箇所、急傾斜地の崩壊の特別警戒区域が 6 箇所あります。過去に目立った土砂災害は発生していませんが、今後、集中豪雨などに起因する大規模な災害が生じる懸念はあります。

その一方で、森林の管理については、零細な私有林の施業の集約化、担い手の不足など林業を取り巻く厳しい環境により、保育・除間伐など適切な管理の継続性が危ぶまれています。

そうしたなかで、本地域は、気象緩和、大気浄化、水源かん養、土砂災害防止など森林のもつ多面的機能や多様な動植物の生息地としての役割の維持・継承を図るために、良好な自然環境の保全を図る地域として位置付けます。

②農業地域

農業地域は、比較的平坦な箇所に水田を主体とする農地が広がり、そのなかに屋敷林を有する集落などが散在している地域で、安曇野を代表する美しい田園景観を形成しています。

大町市側から流れる乳川が南北に貫き、地域内の農地のほとんどが農業振興地域の農用地区域に指定されています。しかし、近年は、農業従事者の高齢化や後継者不足、農業の国際化、農作物の価格低迷など農業環境は厳しさを増しており、農振除外や農地転用による宅地化を望む声も少なくありません。ただ、近年の開発圧力の低下や、平成 13 年 10 月運用を開始した松川村むらづくり条例に基づく土地利用の規制・誘導により、無秩序な宅地の拡散は抑えられています。

地域内には、南北に 2 つの幹線（国道 147 号・県道有明大町線）が通り、県道有明大町線の沿道の一部には、安曇野ちひろ美術館やすずむし荘など観光・集客施設が集積し、地域の振興・発展に貢献しています。

そうしたなかで、本地域は、この優れた田園景観を村の財産として次世代に継承していくために、法令や条例に基づく手続きの運用を通じて、優良な農地に無秩序に拡散しないよう新たな開発の適切な立地誘導を図るとともに、古くからある既存の集落コミュニティを維持しながら、まとまりのある農地や屋敷林の保全・継承を図る地域として位置付けます。

③都市地域

都市地域は、農業地域と高瀬川に囲まれた地域で、南北に通る国道 147 号や大糸線を骨格として、役場や駅、小・中学校など都市的機能が集積している市街地です。

国道 147 号や県道上生坂信濃松川停車場線の沿道には商業施設が立地し、地域全体として宅地化が進み、村の人口増加を支えています。また、北側の

一部に造成された上緑町工業団地には大規模な工場が立地し、地域の産業の発展や雇用確保に貢献しています。

こうした開発進行の一方で、これによる既存の住環境の悪化を懸念する声もあります。

そうしたなかで、本地域は、開発の適正な立地誘導を行うことにより、用途の混在や過密化などによる生活環境の悪化を防ぐとともに、道路など必要な都市基盤の整備を積極的に進めることにより、良好な住環境の形成と都市機能の増進を図る地域として位置付けます。

第3. 第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

1. 公共の福祉の優先

村土の利用にあつては、公共の福祉を優先させ、それぞれの土地の所在する地域の自然的、社会的、経済的、文化的条件に配慮し、良好な環境の保全及び適正かつ合理的な利用が図れるよう、各種規制措置や誘導措置などを通じた総合的な施策を実施します。

2. 国土利用計画法等の適切な運用

- ①本計画を基本として、国土利用計画（全国計画・長野県計画）及び松川村第6次総合計画に即した総合的かつ計画的な村土利用を推進します。
- ②国土利用計画法をはじめ、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、農地法、森林法、自然公園法など土地利用関係の法令の適切な運用により、相互の調整を行いながら、適正かつ合理的な村土利用を図ります。
- ③松川村むらづくり条例の適切な運用により、土地利用調整基本計画に沿った規制・誘導を行い、地域の特性を踏まえた適正かつ合理的な村土利用を図ります。

3. 地域整備施策の推進

地球規模の環境問題への対応や人口減少・少子高齢化など社会情勢の変化、各産業分野の動向を踏まえながら、各地域の特性を活かした各種整備や施策展開を進め、村土の均衡ある発展を図ります。

- ①森林地域では、森林の保全を基本として、補助事業などを活用した整備により、森林機能の向上を図ります。
また、森林空間を活用した保健・保養の場としての機能を高め、森林に親しむ機会の創出を図り、森林学習や森林体験プログラムなどを通じて、森林保全への理解や意識を高めるとともに、村民の主体的な参加による森林づくりなどへの展開を図ります。
- ②農業地域では、農地の保全を基本として、既存の農道や水路の適切な維持管理を行い、営農環境の保持に努めるとともに、補助事業などを活用した農道や水路などの整備により、営農環境の向上を図ります。
また、非農家の家庭菜園や体験型農園などのニーズを踏まえ、農地の保全を図りながら、非農家の農業体験を通じて農業への理解や関心を高め、地域交流の促進や地域の活性化を図ります。

③都市地域では、宅地化の進展に合わせて、必要な道路や公園など都市施設の計画的かつ重点的な整備・改良を進め、安全かつ快適な都市環境の形成を図るとともに、各種都市施設における緑化や個々の住宅におけるゆとりある敷地の確保と緑化を促進し、都市景観の魅力の向上を図ります。

また、地域内にある未分譲の上緑町工業団地内の用地へ環境に配慮した優良企業などを早期に誘致し、雇用の確保と若い世代の定着を図ります。さらに、村内の資源を活用した新たな産業の創造を支援し、松川村ならではの特色ある産業づくりに努めます。

4. 村土利用に係る保全及び安全性の確保

①村土利用については、都市地域、農業地域、森林地域の3地域に大別するなかで、地域ごとの魅力や特性を活かしながら、全体として「緑豊かな自然と暮らし、心やすらぎ魅力あふれる村」の創造を図ります。

②災害や公害の防止、自然環境の保全、歴史的風土の保全、文化財の保護等を行うため、関連法令に基づき必要に応じて土地利用を規制する区域の設定などを行い、また、無秩序な開発行為等の規制をするための必要な措置を講じます。

③良好な環境を確保するため、開発行為においては、松川村むらづくり条例、開発事業等指導要綱などにより、周辺の自然環境や土地利用との調整、防災面への配慮を十分に行い、計画的に適正な土地利用を図ります。

④美しい村土を保全・創出するため、市街地における緑豊かな美しい街並み景観の形成を図るとともに、田園や屋敷林が醸し出す安曇野特有の美しい景観や、森林や河川などの自然景観の保全に努め、それらを村民の貴重な財産として後世に伝えていきます。

⑤村民生活の快適性・安全性を向上させるため、レクリエーションや防災などの多面的な機能を有する公園・緑地の適切な維持管理と緑のネットワーク形成を進め、必要に応じた整備を図ります。

⑥公害の防止や環境の保全を図るため、工場施設については生活環境との分離を基本として、工業団地など適地への誘導を図るとともに、その施設周囲には緑の緩衝帯などを設け、周辺環境との調和を図ります。また、交通施設については十分な幅員を有する歩道や植栽帯を設置し、歩行者や自転車の安全で快適な通行に配慮した道路環境の整備に努めます。

5. 村土地利用の転換の適正化

①農用地の利用転換については、効率的かつ安定的な食料生産や農業経営に悪影響を及ぼさないよう十分に留意し、農業振興地域の農用地区域内にある農用地は他の土地利用へ転換しないことを基本にするとともに、それ以外の農用地でも無秩序な農地転用は抑制します。

都市地域内の農用地においては、既存の住宅地周辺への集約を基本に、農地と宅地との混在を回避しながら、地域の実情を踏まえて、住宅地など都市的土地利用への必要な転換を行います。

②森林の利用転換については、木材生産、土砂災害の防止、水源のかん養、保健保養の場など森林の有する経済的・公益的な多面的機能の重要性を考慮し、他の土地利用へ転換しないことを基本にします。

③その他大規模な土地利用の転換については、それによる周辺の土地利用への影響を事前に調査・把握するとともに、関連計画との整合や村民の意向を考慮し、村土の計画的かつ適正な利用転換を図ります。

6. 土地利用の有効利用及び多面的利用の促進

①国土利用計画法に基づく遊休土地に関する措置の制度を適切に運用することにより、遊休農地の発生防止や低未利用地の有効かつ適正な利用を促進します。

②各土地利用区分の本来の利用に限らず、地域の条件や周辺環境に応じて、多面的利用や高度利用を図ります。

以下に、土地利用区分ごとに有効利用及び多面的利用を促進するために必要な措置を示します。

<農用地>

農用地については、認定農業者の育成や集落営農組織の活性化、効率的な農用地の集積、農産物のブランド化などにより、農業経営の安定と収益向上を図ることで、農用地利用の持続性を高めるとともに、農作業を楽しむ家庭菜園や農業体験を余暇活動として楽しむグリーンツーリズム[※]等の利用ニーズを踏まえて、有効活用を促し、荒廃化の防止に努めます。

また、山麓部の農用地を中心に、農作物の鳥獣被害も増加していることから、必要な措置を講じることで、被害の最小化に努めます。

<森林・原野>

森林については、松食い虫などの森林病害虫の発生を最小限に食い止めるよ

※グリーンツーリズム

緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動

うに留意しながら、適正な森林施策を推進し、多面的機能の確保を図り、荒廃化の防止に努めます。

また、保健、保養の場である馬羅尾高原一帯においては、良好な森林空間を活かし、周辺の自然環境に配慮した保全・利用を図ります。

<水面・河川・水路>

河川については、護岸等の改修工事など治水事業による保全を前提にするなかで、河川敷などの良好な自然環境やオープンスペースとしての機能を活かし、親水空間として利用を図ります。

水路については、農業用排水路として本来の機能・役割を果たすうえで必要な維持管理を図るとともに、必要に応じて、貴重な水資源の多面的な有効活用も検討していきます。

<道路>

道路については、安全で円滑な通行機能の維持・向上を図るとともに、市街地内で賑わいを生み出す空間として、又は、良好な眺望景観を望む視点場として、多面的な利用への対応措置も講じていきます。

<宅地>

・住宅地

住宅地については、民間宅地開発やアパート建設が進むなかで、松川村むらづくり条例の運用により、安全面、快適性に配慮し、無秩序な宅地開発を抑制しながら、良好な住環境の形成を図ります。

・工業用地

新たな工場、事業所は、計画的に整備された工業用地への誘導を図り、用地内やその縁辺部には緑地帯の設置を促すことにより、周辺環境との調和を図ります。

既存の工場や事業所の撤退後の跡地については、立地する施設用途と周辺環境との調和を十分に調整したうえで、有効利用を図り、荒廃化を防ぎます。

・その他の宅地

近隣市への大型店舗の立地による商圈構造の変化や消費者ニーズの多様化が進むなかで、周辺の景観に配慮した魅力ある店づくりを図り、また、既存資産の有効活用を促し、荒廃化を防ぎます。

<その他>

村土の均衡ある発展を推進するために、周辺の居住形態や既存施設の利用状況など地域の実態を考慮したうえで、低未利用地の有効活用を図っていきます。

1. 村土地利用区分の定義

利用区分	定義	把握方法
1 農用地	農地法第2条第1項に定める農地及び採草放牧地の合計である。	農地及び採草放牧地の合計。
(1) 農地	耕作の目的に供される土地であって畦畔を含む。	「作物統計(農林水産省)」の「耕地面積」の田と畑の合計
(2) 採草放牧地	農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものである。	「世界農林業センサス長野県統計書(林業編)」2000年、2005年の「森林以外の草生地(野草地)」より推計。
2 森林	国有林と民有林の合計である。なお、林道面積は含まない。	国有林と民有林の合計から林道面積を差し引き。
(1) 国有林	林野庁所管国有林、官行造林地及びその他省庁所管国有林の合計である。 ア 林野庁所管国有林 国有林野法第2条に定める国有林から採草放牧地を除いたものである。 イ 官行造林地 旧公有林野等官行造林法第1条の規定により契約を締結しているものである。 ウ その他省庁所管国有林 林野庁以外の国が所有している森林法第2条第1項に定める森林である。	ア、イ「長野県民有林の現況(長野県林務部)」の「森林面積」のうち「国有林」と「官行造林地」
(2) 民有林	森林法第2条第1項に定める森林であって、同法同条第3項に定める民有林のうち、森林法第5条第1項に定める森林である。	地域森林計画対象民有林と同計画対象外民有林の面積の合計から、民有林林道面積を除く。 地域森林計画対象民有林は、「長野県民有林の現況(長野県林務部)」の「森林面積」のうち「民有林」の面積。地域森林計画対象外民有林は別途推計する。 民有林林道面積「林道台帳」による。 林道延長に平均幅員を乗じて推計
3 原野	「世界農林業センサス林業調査報告書」の「森林以外の草生地」から採草放牧地又は国有林に係る部分を除いた面積である。	「世界農林業センサス長野県統計書(林業編)」2000年、2005年を基に次式より算出。 原野=A-B-C+D A: 森林以外の草生地(世界農林業センサス) B: 林野庁所管の森林以外の草生地(世界農林業センサス) C: 採草放牧地(本表「農用地」中の「採草放牧地」) D: 林野庁所管放牧採草地
4 水面・河川・水路	水面、河川及び水路の合計である。	水面、河川及び水路の合計。
(1) 水面	湖沼(人造湖及び天然湖沼)及びため池の満水時の水面である。 ア 天然湖沼(面積10ha未満を除く) イ 人造湖 堤高15m以上のダムのダム湖である。 ウ ため池 堤高15m未満の農業用ため池である。	ア 10ha以上～100ha未満 「自然環境保全基礎調査(湖沼編)」を基に他の年を推計する。 100ha以上 「全国都道府県市区町村別面積調査(国土地理院)」による。 イ 「ダム年鑑」(日本ダム協会)の湛水面積による。 ウ 「ため池台帳」による。
(2) 河川	河川法第4条に定める一級河川、同法第5条に定める二級河川及び同法第100条による準用河川の同法第6条に定める河川区域である。	旧国土利用計画数値による
(3) 水路	農業用排水路である。	次式より推計する。 水路面積=整備済水田の水路面積+未整備水田の水路面積 整備済水田の水路面積=整備済水田面積×整備済水田の水路率(県計画0.081) 未整備水田の水路面積=未整備水田面積×未整備水田の水路率(県計画0.050) ※整備済水田面積=区画20a以上の区画整理済水田の面積 ※未整備水田面積=水田面積-整備済水田面積 (整備済水田面積は「長野県農林業市町村別統計書」の「耕地面積」の整備済水田面積)

利用区分	定 義	把 握 方 法
5 道路	一般道路、農道及び林道の合計である。車道部(車道、中央帯、路肩)、歩道部、自転車道部及び法面等からなる。	一般道路、農道及び林道の合計。
(1) 一般道路	道路法第2条第1項に定める道路である。 (高速自動車国道、一般国道、県道及び村道の面積の合計)	一般国道、県道及び村道の延長は「道路現況」による。
(2) 農道	農地面積に一定率を乗じたほ場内農道及び市町村農道台帳の農道延長に一定幅員を乗じたほ場外農道である。	農道面積＝ほ場内農道面積＋ほ場外農道面積 ほ場内農道面積＝水田地域におけるほ場内農道面積(A)＋畑地域におけるほ場内農道面積(B) A=整備済水田面積×整備済水田の農道率(0.078)＋未整備水田面積×未整備水田の農道率(0.048) B=整備済畑面積×整備済畑の農道率(0.067)＋未整備畑面積×未整備畑の農道率(0.023) 整備済畑面積＝区画整理済畑の面積 未整備畑面積＝畑面積－整備済畑面積 ほ場外農道面積＝「農道台帳」の農道延長(幅員4m以上のもの)×一定幅員(8m)
(3) 林道	国有林林道及び民有林林道である。 国有林林道及び民有林林道のうち林道規定第4条にいう自動車道を対象とする。	国有林林道の延長は「中部森林管理局事業統計書」の「林道及び貯木場の現況」の「自動車道」の延長から「併用林道」の延長を差し引く。 民有林林道面積は、「林道台帳」による。 林道面積＝林道延長×一定幅員(8m)
6 宅地	建物の敷地及び建物の維持又は効用を果たすために必要な土地である。	「固定資産の価格等の概要調書」の宅地のうち「評価総地積」と「非課税地積」を合計したもの。
(1) 住宅地	「固定資産の価格等の概要調書」の評価総地積の住宅用地に、非課税地積のうち、県営住宅用地、村営住宅用地及び公務員住宅用地を加えたものである。	次のア、イの面積の合計。 ア 「固定資産の価格等の概要調書」の評価総地積の住宅用地面積。 イ 県営住宅用地、村営住宅用地及び公務員住宅用地の面積。
(2) 工業用地	「工業統計表(用地・用水編)」にいう「事業所敷地面積」に従業員10人以上の事業所敷地面積に補正したものである。	次のア、イの面積の合計。 ア 従業員30人以上の規模の事業所の面積は、「工業統計表(用地、用水編)」の事業所敷地面積による。 イ 従業員10人以上29人以下の規模の事業所については次式により推計する。 従業員30人以上の規模の事業所敷地面積×(従業員10人以上29人以下の規模の事業所の製品出荷額等／従業員30人以上の規模の事業所の製品出荷額等)
(3) その他の宅地	住宅地、工業用地のいずれにも該当しない宅地である。	「固定資産概要調書」 「宅地」面積から「住宅地」、「工業用地」を除く。 (宅地－住宅用地－工業用地)
7 その他	村域面積から「農用地」、「森林」、「原野」、「水面・河川・水路」、「道路」、「宅地」の各面積を差し引いたものである。	村域面積から「農用地」、「森林」、「原野」、「水面・河川・水路」、「道路」及び「宅地」の各面積を除く。

2. 計画の前提となる主要指標

項目	単位	平成17年 (実績)	平成21年 (基準)	平成32年 (目標)
総人口	人	10,232	10,228	10,700
14歳以下		1,529	1,419	1,211
15～64歳		6,394	6,272	6,238
65歳以上		2,309	2,537	3,251
人口構成比	%	14歳以下	13.9	11.3
		15～64歳	61.3	58.3
		65歳以上	24.8	30.4
総世帯数	世帯	3,333	3,526	3,689
1世帯当たり人員	人	3.1	2.9	2.9
就業人口	人	5,556	5,579	5,564
第1次産業		992	864	817
第2次産業		1,835	1,792	1,425
第3次産業		2,729	2,924	3,322
就業構成比	%	第1次産業	15.5	14.7
		第2次産業	32.1	25.6
		第3次産業	52.4	59.7
就業率	%	54.3	54.5	52.0

3. 利用区分ごとの村土利用の推移

利用区分	(ha)										
	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年 (基準)	平成32年 (目標)
農用地	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,174	1,175	1,165	1,165	1,158
農地	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,174	1,175	1,165	1,165	1,158
採草放牧地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
森林	2,628	2,628	2,632	2,628	2,628	2,628	2,633	2,633	2,633	2,633	2,633
原野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水面・河川・水路	388	388	388	388	388	388	388	388	387	387	387
道路	203	203	204	205	205	206	205	206	206	206	207
宅地	244	247	250	251	253	254	255	260	261	268	274
住宅地	178	179	182	183	185	187	188	190	192	193	199
工業用地	11	11	11	11	11	9	11	12	9	10	10
その他の宅地	55	57	57	57	57	58	56	58	61	65	65
その他	61	57	50	52	50	48	53	46	55	49	49
合計	4,708	4,708	4,708	4,708	4,708	4,708	4,708	4,708	4,708	4,708	4,708

4. 土地利用計画面積のマトリックス

(ha)

利用区分	平成21年 (基準)	平成32年 (目標)	増減	農用地			森林	原野	水面・ 河川・ 水路	道路	宅地			その他	合計
				農地	採草 放牧地						住宅地	工業用地	その他 宅地		
農用地	1,165	1,158	△ 7							△ 1	△ 5	△ 5		△ 1	△ 7
農地	1,165	1,158	△ 7							△ 1	△ 5	△ 5		△ 1	△ 7
採草放牧地	0	0	0												0
森林	2,633	2,633	0												0
原野	0	0	0												0
水面・河川・水路	387	387	0												0
道路	206	207	1	1	1										1
宅地	268	274	6	5	5									1	6
住宅地	193	199	6	5	5									1	6
工業用地	10	10	0												0
その他の宅地	65	65	0												0
その他	49	49	0	1	1						△ 1	△ 1			0
合計	4,708	4,708	0	7	7	0	0	0	0	△ 1	△ 6	△ 6	0	0	0

5. 村土利用の変化

利用区分	平成21年 (基準)		平成32年 (目標)		増減 (ha)
	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	
農用地	1,165	24.7	1,158	24.6	△ 7
農地	1,165	24.7	1,158	24.6	△ 7
採草放牧地	0	0.0	0	0.0	0
森林	2,633	55.9	2,633	55.9	0
原野	0	0.0	0	0.0	0
水面・河川・水路	387	8.2	387	8.2	0
道路	206	4.4	207	4.4	1
宅地	268	5.7	274	5.8	6
住宅地	193	4.1	199	4.2	6
工業用地	10	0.2	10	0.2	0
その他の宅地	65	1.4	65	1.4	0
その他	49	1.0	49	1.0	0
合計	4,708	100.0	4,708	100.0	0

6. 利用区分面積と関係指標の推移の目標

6-1. 農用地面積と関係指標の推移と目標

年	区分	農用地面積			総人口 (人)	農業就業 人口 (人)	人口一人当たり 農用地面積 (㎡)	農業就業人口一人 当たり農用地面積 (㎡)
		農地 (ha)	採草放牧地 (ha)	計 (ha)				
平成12年		1,184	0	1,184	9,982	1,063	1,186	11,138
平成13年		1,184	0	1,184	10,113	1,057	1,171	11,199
平成14年		1,184	0	1,184	10,173	1,044	1,164	11,346
平成15年		1,184	0	1,184	10,187	1,025	1,162	11,551
平成16年		1,184	0	1,184	10,260	1,012	1,154	11,697
平成17年		1,184	0	1,184	10,232	989	1,157	11,972
平成18年		1,174	0	1,174	10,237	990	1,147	11,860
平成19年		1,175	0	1,175	10,242	948	1,147	12,397
平成20年		1,165	0	1,165	10,246	906	1,137	12,865
基準 目標	平成21年	1,165	0	1,165	10,228	861	1,139	13,524
	平成32年	1,158	0	1,158	10,700	814	1,082	14,226

6-2. 森林面積と関係指標の推移と目標

年	区分	森林面積 (ha)	総人口 (人)	人口一人当たり 森林面積 (㎡)	村土面積に占める 森林面積の割合 ^{注)} (%)
平成12年		2,628	9,982	2,633	55.8
平成13年		2,628	10,113	2,599	55.8
平成14年		2,632	10,173	2,587	55.9
平成15年		2,628	10,187	2,580	55.8
平成16年		2,628	10,260	2,562	55.8
平成17年		2,628	10,232	2,569	55.8
平成18年		2,633	10,237	2,572	55.9
平成19年		2,633	10,242	2,571	55.9
平成20年		2,633	10,246	2,570	55.9
基準 目標	平成21年	2,633	10,228	2,574	55.9
	平成32年	2,633	10,700	2,461	55.9

注) 村土面積 4,708ha

6-3. 水面・河川・水路面積と関係指標の推移と目標

年	区分	水面・河川・水路面積				村土面積に占める 水面・河川・水路 面積の割合 ^{注)} (%)
		水面(ha)	河川(ha)	水路(ha)	計(ha)	
平成12年		0	318	70	388	8.2
平成13年		0	318	70	388	8.2
平成14年		0	318	70	388	8.2
平成15年		0	318	70	388	8.2
平成16年		0	318	70	388	8.2
平成17年		0	318	70	388	8.2
平成18年		0	318	70	388	8.2
平成19年		0	318	70	388	8.2
平成20年		0	318	69	387	8.2
基準 目標	平成21年	0	318	69	387	8.2
	平成32年	0	318	69	387	8.2

注) 村土面積 4,708ha

6-4. 道路面積と関係指標の推移と目標

区分 年	道路面積				推移(%)	村土面積に占める 道路面積の割合 ^{注)} (%)
	一般道路 (ha)	農道 (ha)	林道 (ha)	計 (ha)		
平成12年	122	71	10	203	100	4.3
平成13年	122	71	10	203	100	4.3
平成14年	123	71	10	204	101	4.3
平成15年	124	71	10	205	101	4.3
平成16年	124	71	10	205	101	4.4
平成17年	125	71	10	206	101	4.4
平成18年	125	70	10	205	101	4.4
平成19年	125	70	10	206	102	4.4
平成20年	126	70	10	206	102	4.4
基準 平成21年	126	70	10	206	102	4.4
目標 平成32年	127	70	10	207	102	4.4

注) 村土面積 4,708ha

6-5. 宅地面積と関係指標の推移と目標

区分 年	①住宅地 (ha)	②工業用地 (ha)	③その他 の宅地 (ha)	④宅地計 (ha)
平成12年	178	11	55	244
平成13年	179	11	57	247
平成14年	182	11	57	250
平成15年	183	11	57	251
平成16年	185	11	57	253
平成17年	187	9	58	254
平成18年	188	11	56	255
平成19年	190	12	58	260
平成20年	192	9	61	261
基準 平成21年	193	10	65	268
目標 平成32年	199	10	65	274

6-6. 住宅地面積と関係指標の推移と目標

区分 年	住宅地面積 (ha)	総世帯数 (世帯)	1世帯当たり 住宅地面積 (㎡)
平成12年	178	3,089	576
平成13年	179	3,178	564
平成14年	182	3,222	564
平成15年	183	3,245	565
平成16年	185	3,313	558
平成17年	187	3,333	562
平成18年	188	3,388	556
平成19年	190	3,431	555
平成20年	192	3,492	548
基準 平成21年	193	3,526	546
目標 平成32年	199	3,689	539

6-7. 工業用地面積と関係指標の推移と目標

年	区分	工業用地面積 (ha)	従業者数 (人)	1人当たり工業用地面積 (㎡)
平成12年		11	782	141
平成13年		11	786	140
平成14年		11	589	187
平成15年		11	467	236
平成16年		11	501	219
平成17年		9	536	175
平成18年		11	482	236
平成19年		12	472	261
平成20年		9	528	171
基準	平成21年	10	453	229
目標	平成32年	10	513	203

6-8. その他の宅地面積と関係指標の推移と目標

年	区分	その他の宅地面積 ^{注)} (ha)	総人口 (人)	1人当たりその他の宅地面積 (㎡)
平成12年		55	9,982	55
平成13年		57	10,113	57
平成14年		57	10,173	56
平成15年		57	10,187	56
平成16年		57	10,260	56
平成17年		58	10,232	57
平成18年		56	10,237	54
平成19年		58	10,242	57
平成20年		61	10,246	59
基準	平成21年	65	10,228	64
目標	平成32年	65	10,700	61

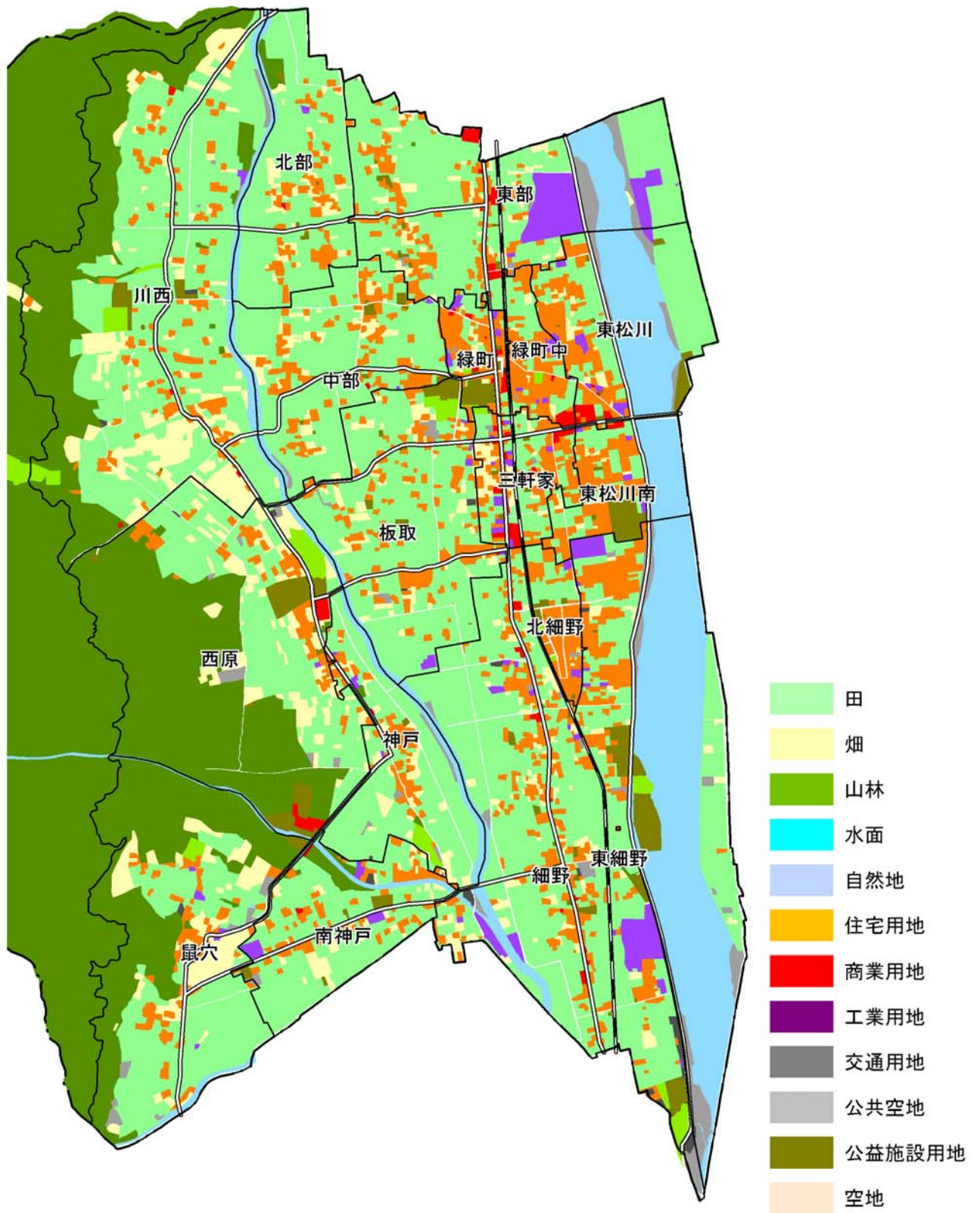
注) その他の宅地面積には事務所、店舗用地等が該当します。

6-9. その他の土地面積と関係指標の推移と目標

年	区分	その他 ^{注)} (ha)	総人口 (人)	1人当たりその他の土地面積 (㎡)
平成12年		61	9,982	61
平成13年		57	10,113	56
平成14年		50	10,173	49
平成15年		52	10,187	51
平成16年		50	10,260	49
平成17年		48	10,232	47
平成18年		53	10,237	52
平成19年		46	10,242	45
平成20年		55	10,246	54
基準	平成21年	49	10,228	48
目標	平成32年	49	10,700	46

注) その他には公園・緑地・広場等の公共空地、学校教育施設用地及び鉄道敷等が該当します。

<参考図1>



資料：「平成 21 年度都市計画基礎調査」

図 土地利用現況図

<参考図2>

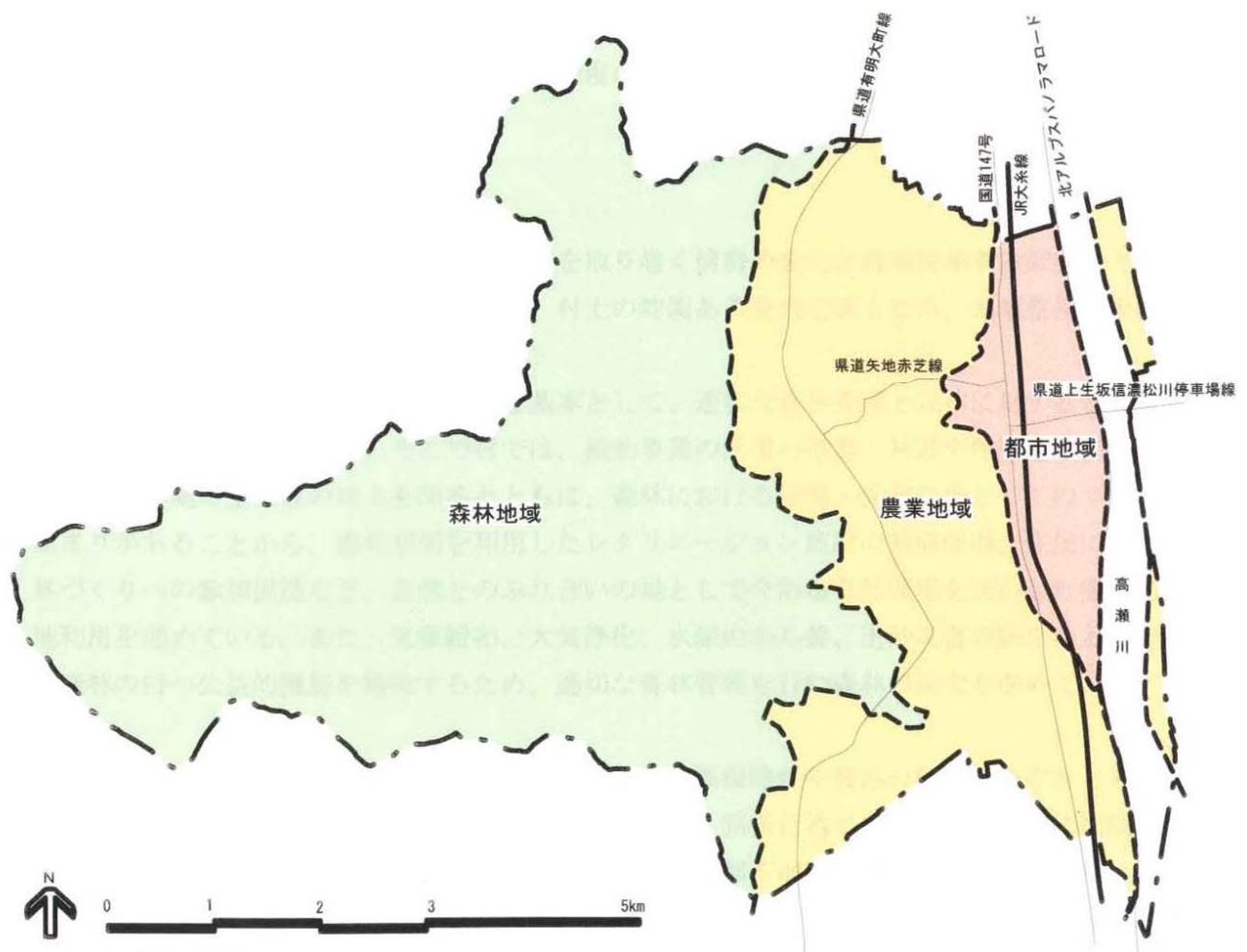


図 土地利用構想図

国土利用計画（松川村計画）

発行年月 平成 23 年 3 月
発 行 松川村
編 集 松川村総務課政策企画係
〒399-8501
長野県北安曇郡松川村 76-5
電 話 : 0261-62-3111 FAX : 0261-62-9405
メー ル : info@vill.matsukawa.nagano.jp
